

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

上尾市長

市町村名 (市町村コード)	上尾市 (11219)
地域名 (地域内農業集落名)	大谷地区 (地頭方)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月16日

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・当地域は昭和48年に農業振興地域に指定され、稻作、果樹、露地野菜を主要作物としているが、現在まで農業基盤の整備はなされていない。
- ・今後は、認定農業者等が引き受ける意向のある農地面積よりも、後継者不在の農業者の農地面積が多く、新たな農地の受け手の確保が必要。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・稻作、野菜(一部 水耕栽培)、果樹を主要作物としつつ、新たな農地の受け手を確保するべく農地中間管理機構と連携し、良好な営農環境を維持保全し、農業者と都市住民の交流を図る。
- ・認定農業者に、農地の集約化を進め、地域外からも参入を希望する認定農業者や認定新規就農者を受入れ、さらに農業を担う者を募り、地域全体で利用する仕組みの整備を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	25 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	21 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

担い手を中心に集積・集約化を進め、団地面積の拡大に向け 農業委員、農地利用最適化推進委員と調整し、農地中間管理機構を通じて進める。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

地域全体を農地中間管理機構に貸付け、担い手への経営意向を踏まえ、段階的に集約化する。その際、農業委員、農地利用最適化推進委員と調整し、所有者の貸付け意向時期に配慮する。

(3) 基盤整備事業への取組方針

- 未接道農地を中心に面的、線的整備を検討していく。
- 多面的機能支援事業の取り組みを検討する。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市町村及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

農業支援サービスの情報収集に努め、地域の実情に合った活用を検討する。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】